

祁答院生態系保存資料施設使用料

※薩摩川内市祁答院生態系保存資料施設条例(平成16年条例第260号)より抜粋

別表第2(第17条関係)

1 資料館アクアタイム

区分	個人	団体(15人以上)
大人	1人当たり1回につき 260円	1人当たり1回につき 190円
小学生・中学生・義務教育学校生	1人当たり1回につき 130円	1人当たり1回につき 60円

備考

- 「大人」とは、小学生、中学生及び義務教育学校生以外の者で15歳以上のものをいう。
- 未就学児は、無料とする。

2 広場その他の施設

区分	使用料
持込みテント	1日当たり1泊につき 200円
湖面で貸ボート等の営業行為を行う場合	1隻につき 月額 1,260円
貸自転車等の営業行為を行う場合	1人乗り自転車1台につき 月額 840円
	2人乗り自転車1台につき 月額 1,050円
その他	1平方メートル当たり1日につき 80円

備考 広場その他の施設内に自動車等を乗り入れ、当該自動車等に宿泊する場合は、1人当たり1泊につき200円を徴収する。

【使用料の減免について】

※薩摩川内市祁答院生態系保存資料施設条例施行規則（平成16年規則第217号）より抜粋

（使用料の減免等）

第8条 条例第18条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。ただし、条例別表第2に定める資料館アクアタイムに係る団体の使用料については適用しない。

（1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者（1級から4級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者にあつては、付添人1人を含む。）がその身分を証する書面を提示して使用する場合 使用料を免除

（2） 市内の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒が教育課程に基づく学習活動として使用する場合 使用料の5割の額を減額

（3） 第1号に規定する手帳の交付を受けている者が入所又は通所する福祉施設、保育所又は幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学若しくは高等専門学校が主催する活動で当該施設の児童、入所者等が使用する場合において、その引率者が使用する場合 使用料を免除

（4） 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める場合 市長が相当と認める額を減額又は免除